

グループホームたのはた虹の家
(介護予防認知症対応型共同生活介護)
運 営 規 程

グループホームたのはた虹の家（介護予防認知症対応型共同生活介護）運営規程

（目的）

第 01 条 この規程は、社会福祉法人寿生会が運営する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業『グループホームたのはた「虹の家」（以下「事業所」という）』の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業目的）

第 02 条 本事業は、認知症である利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能維持又は向上を目指すよう支援することを目的とします。

（運営方針）

第 03 条 本事業所において提供する介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚労省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護予防計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、居宅支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所名称等）

第 04 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホームたのはた「虹の家」
- ② 所在地 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 120 番地 18

（職員職種、員数及び職務内容）

第 05 条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、利用者の処遇に支障のない範囲で、併設されている他事業所の職務に従事できるものとする。

- ① 管理者 1 名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1 名
計画担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、診療所等関係機関との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 8 名以上
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第 06 条 利用定員は、9 名とする。

（介護内容）

第 07 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(予防短期利用共同生活介護)

第08条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用し、短期間の指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「予防短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、予防短期利用共同生活介護の居室に利用することができる。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、予防短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 3 予防短期利用共同生活介護の定員は原則 1 名とする。ただし、入居者の入院等で居室が利用できる場合はこの限りでない。
- 4 予防短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めるものとする。
- 5 予防短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当該事業所の計画作成担当者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、その介護予防認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供するものとする。

(介護予防計画の作成)

第 09 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護予防計画）を作成する。

- 2 介護予防計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護予防計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第 10 条 本事業が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び予防短期利用共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された割合負担に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 食材料費 950 円／日
- ② 家賃（部屋代） 500 円／日
- ③ 光熱水費 750 円／日
- ④ その他（個人の状況に応じた費用）
 - i 医療費、おむつ代、理美容代、お小遣い
 - ii 個人の希望による出前や外食等による飲食費
 - iii 外部へのクリーニング（施設内での洗濯は基本的に利用料に含まない）

- 2 月の中途における、入居又は退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居の留意事項)

第 11 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって痴呆の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

- ② 自傷他害の恐れがないこと。
- ③ 常時医療機関で治療する必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態等が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居の場合は、利用者及び家族の意向を踏まえ、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な援助を行うよう努める。
- 4 介護予防短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(秘密保持)

- 第 12 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族等の同意を得るものとする。
 - 4 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第 13 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第 14 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第 15 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時等における対応策)

- 第 16 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第 17 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止)

- 第 18 条 事業所の職員は、いかなる場合においても利用者に対し以下の虐待は行わない。
(身体的虐待) (介護・世話の放棄・放任) (心理的虐待) (性的虐待) (経済的虐待)
- 2 事業所の職員は、家族等から明らかに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合に

は市町村又は地域包括支援センター等に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 19 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後 6 ヶ月

② 継続研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 22 日 一部改正)

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日 一部改正)

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。但し、第 10 条の利用料金については、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日 一部改正)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 2 月 3 日 一部改正)

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 10 月 18 日 一部改正)

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。